

## 研究インターンシップの実施体制

効率的な研究インターンシップの実施に向けて、産・学の双方で実施体制を整える。

### ①研究インターンシップの枠組み

対象学年	大学院の修士課程相当または博士課程相当の学生を対象に行う。
実施時期	教育カリキュラムとの関係や企業等の受け入れ可能時期を勘案し、適切な時期を選択する。
単位	インターン生のモチベーションを高める上でも、インターン期間、事前・事後研修の時間等を勘案して設定を行うことが望ましい。
経費・報酬	博士課程以上では、受入機関から給与の支給がある場合と、無い場合がある。給与の支払いがある場合には、インターン生と受入機関との間で雇用契約が結ばれたことになる。 中長期のインターンシップ（特に遠隔地の場合）では、インターン生の宿泊先の確保、食費、交通費などの負担増について配慮を行う。
実施テーマ	受入機関側からのテーマ提案、インターン生からのテーマ提案の2パターンがある。いずれの場合も、テーマ決定の際にはインターンシップ実施責任教員を交えた調整を行う。
受入体制	企業等では、人事部と研究部が一体となり、研究インターンシップの受入体制を構築する。

### ②準備段階での留意点

マッチング	マッチングにあたっては、学生の専門知識、スキルおよび志望（あるいは提案テーマ）と受入機関側の募集内容（あるいは受け入れ可能テーマ）について、必要に応じて面談や電話会議などを行う。
実施計画	インターンシップの実施にあたっては、インターンシップ実施計画書の作成を行う。その際、教育効果、研究効果、研究・開発成果など、インターンシップの成果を高めるために受入機関側のインターンシップ責任者、インターン生、実施責任教員の3者で協議することが望ましい。
保険への加入	学生は日本国際教育支援協会の学生教育研究災害障害保険と付帯賠償責任保険に加入しているケースが大半。保険のカバー範囲、補償上限（物損なら1億円）に留意する必要がある。
インターンシップ契約	研究インターンシップ実施にあたり、大学と受入機関の間で締結する組織間契約、大学と受入機関の間で学生名の入った組織間契約、学生個人の誓約書などが必要となる。 学生個人の誓約書が不要なケース、誓約書の代わりに個人と受入機関の間で別の契約を行う場合がある。
事前教育	インターンシップでの業務遂行にあたり、インターン生に不足するスキルや知識については、関連科目の受講等により大学側で修得させることが必要。コンプライアンスについては、受入機関と大学の双方で十分な教育を実施することが望ましい。

[ここを入力]